三　利用者や地域住民等に対し、博物館資料についての解説や講演会等の企画若しくは実施に係る業務の補助又は博物館資料の調査若しくは整理その他の活動の機会を広く提供すること。
四　デジタルアーカイブの公開や二次利用の条件を明示したオープンデータ化等により学習活動及び創造的活動等の環境を整備すること。
五　学校教育及び社会教育における博物館資料の利用その他博物館の利用に関し、学校の教職員及び社会教育指導者に対して適切な利用方法に関する助言その他の協力を行うこと。
六　利用者からの求めに応じ、博物館資料に係る説明又は助言を行うこと。

2　博物館は、前項各号の業務を実施するに当たっては、子供とその保護者、若者、妊娠中の者、高齢者、障害者、日本語を理解できない者その他特に配慮を必要とする者の円滑な利用が可能となるよう努めるものとする。

（情報発信、広報等）

第十条　博物館は、当該博物館の活動の価値及び魅力について広く一般公衆に共有を図るとともに、その利用者、地域住民その他の関係者との間で望ましい関係を構築するため、その活動についての情報発信及び広報の実施に努めるものとする。

2　博物館は、前項の業務を実施するに当たっては、インターネットの利用その他の方法により、一般公衆に広く認知されるような工夫に努めるものとする。

3　博物館は、第一項の業務を実施するに当たっては、当該博物館の特性を踏まえつつ、我が国の文化に対する国際的な評価やその所蔵する博物館資料に対する海外からの関心に配慮し、博物館資料についての多言語による情報提供に努めるものとする。

（利用者に対応したサービスの提供）

第十一条　博物館は、子供とその保護者、若者、妊娠中の者、高齢者、障害者、日本語を理解できない者その他特に配慮を必要とする者が当該博物館を円滑に利用できるよう、介助を行う者の配置による支援、館内におけるベビーカーや車椅子の貸与、外国語による案内や解説等の作成及び頒布、インターネットの利用その他の方法による情報提供等のサービスの提供に努めるものとする。

2　博物館は、その特性を踏まえつつ、当該博物館の実施する事業及び関連する学術研究、文化芸術等に対する子供及び若者の関心と理解を深めるため、子供及び若者向けの案内や解説等の作成及び頒布その他のサービスの提供に努めるものとする。

3　博物館は、その特性を踏まえつつ、利用者や地域住民等の利便性の向上及び快適性の確保を図るため、物品販売や飲食等の利用者や地域住民等向けサービスの提供や、多様な会場利用を含む施設及び設備の活用の促進に努めるものとする。

（学校、家庭及び地域社会との連携等）

第十二条　博物館は、事業を実施するに当たっては、学校、家庭及び地域社会との連携を図るものとし、その際、他の博物館等との効果的な連携及び協力により、活動の充実及び発展に努めるものとする。

2　博物館は、他の博物館等との連携及び協力により、地域のまちづくりや産業の活性化に加え、コミュニティの衰退や孤立化等の社会的包摂に係る課題、人口減少、過疎化、高齢化、環境問題等の地域が抱える様々な課題に、当該博物館やその所在する地域の特性に応じて取り組むよう努めるものとする。

（開館日等）

第十三条　博物館は、開館日及び開館時間の設定に当たっては、利用者の要望、地域の実情、博物館資料の特性、展示の更新に係る所要日数等を勘案し、日曜日その他の一般の休日、早朝又は夜間における開館、定期的な無料開館その他の方法により、当該博物館の持続的で健全な運営に留意しつつ、利用者の利用の拡大を図るよう努めるものとする。

（職員）

第十四条　法第四条第一項の規定に基づき博物館に置く館長については、博物館の経営及び当該博物館の事業に関する識見並びに基本的運営方針に基づきその活動の充実及び発展を図るために必要な能力を有する者をもって充てるよう努めるものとする。

2　博物館に、法第四条第三項の規定に基づき、基本的運営方針に基づきその活動の充実及び発展を図るために必要な数の学芸員を置くとともに、当該博物館の事業に関する知識及び技能を有する者をもって充て、その雇用の安定に努めるものとする。

3　博物館に、法第四条第五項の規定に基づき、基本的運営方針に基づきその活動の充実及び発展を図るために必要な数の学芸員補並びに事務及び技能的業務に従事する職員を置き、当該博物館の事業に関する知識及び技能を有する者をもって充て、その雇用の安定に努めるものとする。

4　博物館は、基本的運営方針に基づき、その事業を効率的かつ効果的に実施するため、各職員の専門的な能力が適切に培われるとともに、専門的な能力を有する職員が適切に各業務を担当する者として配置されるよう努めるものとする。

5　博物館は、各業務の分担の在り方、専任の職員の配置の在り方、効果的な複数の業務の兼務の在り方、人材養成の在り方、処遇の在り方等について適宜、適切な見直しを行い、その運営体制の整備と業務の改善に努めるものとする。

6　博物館は、渉外、広報、デジタル化、資金調達、危機管理等の専門性を有する多様な人材及びこれらの人材や関係機関と連携して地域が抱える様々な課題に取り組む人材を実情に応じて確保し、又は活用するよう努めるものとする。

（人材の養成及び研修）

第十五条　都道府県及び市町村の教育委員会は、域内の博物館の振興に向け、博物館の館長、学芸員、学芸員補その他の職員の能力及び資質の向上を図るために、研修の実施に努めるものとする。

2　博物館は、その職員が様々な業務を行うことを考慮し、人材の養成及び研修を実施するとともに、国、都道府県若しくは市町村の教育委員会又は他の博物館等が主催する研修その他必要な研修、他の博物館等の職員との知見や技術の共有に資する相互の交流、学会や現地調査その他の調査研究活動等にその職員を積極的に参加させるよう努めるものとする。

3　博物館は、その職員に、当該博物館の事業に係る条約及び法令並びに当該博物館が自ら策定又は選択する倫理規程及び行動規範等を周知するよう努めるものとする。

4　博物館は、大学等と連携し、実習や見学等を希望する学芸員養成課程の学生を積極的に受け入れるなど、学芸員の養成に努めるものとする。